

**筑西市避難行動要支援者  
土砂/洪水災害時の避難支援マニュアル**

令和5年9月

筑西市

## 目次

- 1 避難行動要支援者に対する支援要否の確認
  - (1) 配備体制／役割分担
  - (2) 支援対象者の特定
  - (3) 支援対象者への連絡
  - (4) 支援可否の確認の結果とりまとめ／搬送支援者の特定
  
- 2 搬送支援／避難誘導
  - (1) 配備体制／役割分担
  - (2) 搬送支援計画の作成
  - (3) 搬送支援実施の決定
  - (4) 搬送支援の実施
  - (5) 搬送支援の管理
  - (6) 搬送支援の終了
  
- 3 避難行動要支援者名簿
  - (1) 名簿の取扱い
  - (2) 名簿の返却

### 【参考資料】

- (1) 避難行動要支援者の避難支援に係るタイムライン
- (2) 様式集

このマニュアルは、筑西市避難行動要支援者避難支援計画に基づく、災害発生時（台風等の影響による大規模な土砂災害又は洪水）における避難行動要支援者に対する行政等による具体的な支援体制及び支援手順について定めるものです。

## 1 避難行動要支援者に対する支援要否の確認

市は災害発生が予想される地域において、家族や地域支援者による支援や個別避難計画に基づく避難が困難な避難行動要支援者について、避難支援等関係者と連携し状況確認を行い、円滑な避難支援につなげていきます。

### (1) 配備体制／役割分担

#### ①筑西市

市は、災害の状況に応じ、下記のとおり避難行動要支援者の支援要否の確認のための配備体制をとります。

気象情報	配備体制	実施内容
・気象情報が発表され、また、水防団待機水位に到達し、かつ、更なる水位の上昇が見込まれるとき	第一配備体制 ・要配慮者支援班 社会福祉課（4名）	・支援要否確認に向けた準備 避難支援連絡地域、優先順位の確認
・氾濫注意水位に到達し、かつ、更なる水位の上昇が見込まれるとき	第二配備体制 ・要配慮者支援班 （10名） 班長：社会福祉課長 保健福祉部（1名） 社会福祉課（9名）	・避難支援等関係者への連絡 要支援者への避難呼びかけ、 避難支援の要否確認依頼 ・避難支援者の取りまとめ、優先 順位の決定 ・優先順位に基づく要支援者の搬 送支援開始 ・確認のとれない要支援者への 避難呼びかけ
・避難判断水位到達 ・高齢者等避難発令	第三配備体制 同上 ※状況に応じ保健福祉部 内での増員で対応	・優先順位に基づく搬送支援継続 ・要支援者の避難状況の確認

## ②避難支援等関係者

市は、避難行動要支援者の支援要否の確認にあたり、必要に応じ下記の避難支援等関係者に協力を依頼し連携して行います。

避難支援等関係者	担当する避難行動要支援者の範囲	連絡担当課
筑西消防署	市内全域	消防防災課
筑西警察署	市内全域	社会福祉課
民生委員・児童委員	担当区域	社会福祉課
筑西市消防団	分団単位で所在する地区内	消防防災課
自主防災組織	規約に定める区域内	消防防災課
自治会	規約に定める区域内	社会福祉課
社会福祉協議会	市内全域	社会福祉課

## (2) 支援対象者の特定

要配慮者支援班（社会福祉課）は、支援要否確認の体制を設置後、消防防災課と連携し、気象情報・河川情報・避難情報等を基に、被害の及ぶ地域・範囲及びリスクを想定し、該当する地域の避難行動要支援者名簿により、支援対象となりうる者（以下、「支援対象者」という。）の範囲を特定します。

なお、支援対象者を特定し、支援要否の確認の連絡をする順番については、下記記載の「優先順位の考え方」により対応します。

### 【優先順位の考え方】

避難行動要支援者	優先順位 1	○災害リスクが非常に高い地域に居住し、なおかつ避難支援の必要度が非常に高く、近隣（同居を含む）に家族や支援者等がない者。
	優先順位 2	○災害リスクが非常に高い地域に居住し、なおかつ避難支援の必要度が高く、近隣（同居を含む）に家族や支援者等がない者。

	優先順位 3	○災害リスクが高い地域に居住し、なおかつ避難支援の必要度が非常に高く、近隣（同居を含む）に家族や支援者等がない者。
	優先順位 4	○災害リスクが高い地域に居住し、なおかつ避難支援の必要度が高く、近隣（同居を含む）に家族や支援者等がない者。
	優先順位 5	○災害リスクが非常に高い地域に居住し、なおかつ支援の必要度は低いものの、近隣（同居を含む）に家族や支援者がない者
	優先順位 6	○災害リスクが高い地域に居住し、なおかつ支援の必要度は低いものの、近隣（同居を含む）に家族や支援者がない者

※上記はあくまで、災害時に状況を判断できる材料がない時の指針であり、実際の災害時には、自力避難の可否、被害の程度等入手した情報により、その避難支援等の優先順位を総合的に判断する。

災害リスク	ハザードマップにおける 予想水位	土砂災害
A 非常に高い	3.0m以上	特別警戒区域
B 高い	0.5m～3.0m未満	警戒区域
C 低い	0.5m未満	—

避難支援の必要度	介護認定	障害認定		
		身体	知的	精神
A（非常に高い）	要介護5	1級	マルA、A	1級
B（高い）	要介護3、4	2、3級	B	2級
C（低い）	要介護2以下	4級以下	C	3級

### (3) 支援対象者への連絡

#### ①避難支援等関係者を通じた連絡

避難支援等関係者は、市（社会福祉課・消防防災課）からの依頼に基づき、担当する区域の支援対象者に対し、連携し、電話又は訪問により次に掲げる事項について伝達・確認を行います。

避難支援等関係者は避難支援が必要な要支援者があった場合には、要配慮者支援班（社会福祉課）に避難支援の報告を行います。また、確認にあたり、不明又は判断がでない場合にも、要配慮者支援班（社会福祉課）に報告することとします。

なお、確認時に自力及び行政以外の支援により避難できると判断される者については、当該方法による避難を促し、または可能な限り支援に努めるものとします。

#### ■第一配備体制時

状況に応じて避難行動要支援者に対する避難支援の準備を行う。

#### ■第二配備体制時

区分	内容
伝達事項	(避難所の開設後) ①現在、大雨警報(洪水警報)が出されており、今後河川が氾濫する危険があります。早めの避難を心がけてください。 ②避難を助けてくれる家族や知人などがいれば、早めに連絡してください。 ③避難所は〇〇中学校になります。 ④避難に必要な物(着替え、薬、保険証等)を準備して避難してください。 (高齢者等避難検討開始) ①お住まいの地域は間もなく高齢者等避難が発令されます。速やかに避難を開始してください。 ②(搬送支援を受ける場合)避難に備えて、必要な物(着替え、薬、保険証等)を準備しておいてください。
確認事項	①早めの避難を実施するか。 ②(家族・支援者がいない場合)自分で避難できるか。 ③市の搬送支援が必要か。 ④現在の状況及び搬送時に留意すべき事項はあるか。(耳が遠い、足が悪く歩けない。車いすが必要。など)

### ■第三配備体制時

区分	内容
伝達事項	(避難をしていない要支援者がいた場合) ①お住まいの地域に高齢者等避難が発令されました。速やかに避難してください。 ②避難所への搬送支援は必要ですか。
確認事項	①(家族・支援者がいない場合)自分で避難できるか。 ②市の搬送支援が必要か。 ③現在の状況及び搬送時に留意すべき事項はあるか。(耳が遠い、足が悪く歩けない。車いすが必要。など)

#### ②市からの直接連絡

要配慮者支援班（社会福祉課）の担当者は、避難情報等の発表又は発令の状況や避難所の開設状況等を整理したうえで、避難支援等関係者からの連絡を受け、不明や判断ができないなど連絡の取れない避難行動要支援者について、直接訪問又は他の方法により優先順位に基づき、下記のとおり災害に関する情報伝達及び避難支援の要否について確認を行います。

### ■第一配備体制時

状況に応じて避難支援等関係者に対し避難支援の準備を依頼する。

### ■第二配備体制時

区分	内容
伝達事項	(避難所の開設後) ①筑西市役所です。現在、大雨警報(洪水警報)が出されており、河川氾濫の危険があります。早めの避難をしてください。 ②家族や支援者がいれば、早めに連絡してください。 ③避難場所は〇〇中学校になります。 ④避難に必要な物(着替え、薬、保険証等)を準備して避難してください。 (高齢者等避難検討開始) ①お住まいの地域は間もなく高齢者等避難が発令されます。速やかに避難を開始してください。

	②(搬送支援を受ける場合)避難に備えて、必要な物(着替え、薬、保険証等)を準備しておいてください。
確認事項	①早めの避難を実施するか。 ②(家族・支援者がいない場合)自分で避難できるか。 ③市の搬送支援が必要か。 ④現在の状況及び搬送時に留意すべき事項はあるか。(耳が遠い、足が悪く歩けない。車いすが必要。など)

### ■第三配備体制時

区分	内容
伝達事項	(避難をしていない要支援者がいた場合) ①筑西市役所です、お住まいの地域に高齢者等避難が発令されました。速やかに避難してください。 ②避難所への搬送支援は必要ですか。
確認事項	①(家族・支援者がいない場合)自分で避難できるか。 ②市の搬送支援が必要か。 ③現在の状況及び搬送時に留意すべき事項はあるか。(耳が遠い、足が悪く歩けない。車いすが必要。など)

※連絡については、「高齢者等避難（警戒レベル3）」を発令する前に完了できるように努める。

#### (4) 支援可否の確認の結果のとりまとめ／搬送支援者の特定

要配慮者支援班（社会福祉課）は、支援対象者に対する確認の結果（避難実施の有無、避難支援の要否、避難手段、避難先等）及び行政による搬送支援が必要な者（以下「搬送支援者」という。）について、可能な範囲で取りまとめを行います。

(様式第1号)

- 1 市から避難支援等関係者への避難呼びかけ、避難支援の要否確認依頼
- 2 要配慮者支援班による要支援者への避難呼びかけ、避難支援の要否確認
- 3 避難支援等関係者からの確認結果報告
- 4 搬送支援者の特定並びに避難支援必要度の確認
- 5 搬送支援順位の決定
- 6 搬送担当者、ハイヤータクシー事業者の避難支援振り分け



## 2 搬送支援/避難誘導

市は、支援を必要とする避難行動要支援者について、地域と協力して円滑な避難誘導を図るとともに、車両等による搬送が必要な者については、公用車、関係車両（支援実施協力者との連携）により、早期に避難所等安全の確保ができる場所に避難させます。この場合において、市搬送担当者や支援実施協力者の安全に最大限配慮し、実施します。

### (1) 配備体制/役割分担

#### ①市

市は、以下のとおり搬送支援のための体制を配備します。なお、搬送支援に関する調整等は、要配慮者支援班（社会福祉課）において実施します。

区分	台数	人数	備考
公用車	3	3～6	1台当たり1世帯を基本とする。
タクシー	3	3～6	1台当たり1世帯を基本とする。

※当初想定であり、災害の状況により、順次増員等対応を行う。

#### ②避難支援等関係者

市は、避難行動要支援者の搬送又は避難誘導にあたっては、必要に応じ避難支援等関係者に搬送又は避難誘導の支援に係る協力を依頼するなど連携して行います。

### (2) 搬送支援計画の作成

要配慮者支援班（社会福祉課）は、1（4）で取りまとめた結果を基に、各搬送支援者に係る搬送支援計画（記載事項は下記のとおり）を作成します。（様式第2号）

なお、搬送支援の順番については、1（2）記載の「優先順位の考え方」に基づき対応します。

搬送支援計画への記載事項
①優先順位・必要度
②要支援者名
③住所
④連絡先電話番号
⑤搬送担当者並びに搬送車両
⑥搬送先(搬送先避難所)
⑦避難に際して留意すべき事項

### (3) 搬送支援実施の決定

要配慮者支援班（社会福祉課）は、消防防災課と連携し、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に被害が及ぶ可能性があるとは判断したときは、優先順位に基づき該当する避難行動要支援者に対する搬送支援の実施を決定し、搬送支援計画に基づく搬送担当者への指示並びに避難協定を結ぶハイヤータクシー事業者に連絡します。（様式第3号）併せて地区の避難支援等関係者に搬送支援者を連絡します。

### (4) 搬送支援の実施

#### ①市による搬送

市の搬送担当者並びに市から連絡を受けたハイヤータクシー事業者は、搬送支援計画に基づき、搬送支援者と連絡を取りながら自宅から避難先まで搬送を実施します。

搬送終了後は、要配慮者支援班（社会福祉課）に下記留意事項を踏まえて連絡を行います。

搬送支援に係る留意事項
①相手方の状況により、必要とする支援の方法がある場合には、十分に留意してください。（乗車の際の支援方法、コミュニケーションの方法等）
②搬送車両へは、介助が伴わない場合は搬送支援者自身で乗車いただき、自宅への立入り及び不要な介助は行わないことを原則とします。 判断に迷う求め等があった場合や事前の指示と異なる対応が必要となった場合は、要配慮者支援班に連絡し、指示を仰ぐものとします。
③出発時に戸締り及び忘れ物の確認を促してください。特に常時服用している薬がある場合には携帯するよう伝えてください。また、身分の確認できる書類（保険証、障害者手帳、療育手帳など）もあれば携帯するよう伝えてください。
④災害の状況等により、搬送担当者自身の安全確保が困難と判断される場合は搬送を中止し、要配慮者支援班に連絡してください。（要配慮者支援班は、消防防災課と連携し、消防署、消防団、警察等への協力を要請すること。）

#### ②避難支援等関係者による搬送

避難支援等関係者は、可能な範囲で担当する搬送支援者の搬送を行った場合には、搬送終了後、速やかに要配慮者支援班（社会福祉課）に連絡します。なお、搬送支援中に不明又は判断がつかない点が出てきた場合には、要配慮者支援班に問い合わせすることとします。

### 搬送支援に係る留意事項

- ①避難支援等関係者が通常活動している地域において、可能な範囲で声掛け、避難誘導等を実施してください。
- ②搬送支援に協力できた場合であっても、避難支援等関係者自身の安全確保が困難と判断される場合は、搬送を中止し、要配慮者支援班に連絡してください。

#### (5) 搬送支援の管理

要配慮者支援班（社会福祉課）は、安全な段階で搬送支援者が避難先まで搬送されるよう、支援実施協力者とも連携しながら進行管理を行います。早期の搬送終了が困難と判断される場合は、適宜、庁内及び消防防災課などと調整し、体制増強を検討します。

- 1 要配慮者支援班（社会福祉課）は、当初予定した搬送担当者並びに市から連絡を受けたハイヤータクシー事業者による支援では搬送困難と判断した場合には、保健福祉部長に報告し、部内での応援により体制増強を図る。
- 2 保健福祉部内の応援体制による体制増強による支援でも搬送困難と判断した場合には、災害対策本部（消防防災課）で要請し、庁内応援による体制増強を図る。
- 3 このほか、筑西消防署、筑西市消防団には消防防災課より協力を要請する。  
※搬送については、「避難指示（警戒レベル4）」を発令する前に完了していることが望ましい。

#### (6) 搬送支援の終了

要配慮者支援班（社会福祉課）は、要請のあった要支援者の搬送支援に努めるとともに、避難連絡のつかない要支援者があった場合には、継続して避難支援等関係者と連携して確認を行い、要支援者の避難確認が完了した時点で搬送支援を終了します。

なお、災害状況によって搬送担当者及び避難支援等関係者の安全確保を図る必要があると認められた場合には搬送支援の終了を決定し、避難支援等関係者に連絡するものとします。この場合において、なお避難が終了していない者がいる場合は、引き続き連絡を取り、状況確認及び事情説明を行い、屋内等での安全確保（垂直避難等）に関する助言をするとともに、消防・警察等による救難・救助を検討（必要な場合は依頼）するものとします。

### 3 避難行動要支援者名簿

市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うものとするため、名簿情報の適正管理に努めます。

#### (1) 名簿の取扱い

避難支援等関係者は、提供を受けた本人の同意を得ていない避難行動要支援者名簿（封印した名簿）について、災害発生等に伴い開封した場合には、その取扱いには十分に留意し、紛失することのないよう管理します。

#### (2) 名簿の返却

発生等により封印した名簿を開封し、避難支援等にその情報を活用した場合、避難支援終了後（災害終息後）、要配慮者支援班（社会福祉課）に必ず返却することとします。

## 参 考 資 料

(1) 避難行動要支援者の避難支援に係るタイムライン

(2) 様式集

① 避難行動要支援者避難支援確認票（様式第 1 号）

② 避難行動要支援者搬送計画（様式第 2 号）

③ 避難行動要支援者避難支援実施簿（様式第 3 号）